

埼玉県立高校生入院時学習支援実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県立高等学校に在籍する生徒（以下、「生徒」という。）のうち入院により登校できないが、修学的意思を強く持ち、学習意欲がある生徒に対して行う学習支援（以下「高校生入院時学習支援」という。）に関して必要な事項を定める。

2 高校生入院時学習支援の目的は、以下のとおりである。

- (1) 長期入院によって生じる学習空白を軽減し、退学や原級留置の防止を図る。
- (2) 長期入院における心理的な不安を軽減し、学習の意欲を高める。
- (3) 在籍校から学習支援を受けることで、在籍校への所属意識が維持できる。

(高校生入院時学習支援の対象)

第2条 この要綱に基づき高校生入院時学習支援を受けることができる者は、生徒のうち次に掲げる要件を全て満たす者で、在籍校の校長が認めた者とする。校長は、本人の意思及び主治医の意見を最大限尊重して学習支援に当たることとする。

- (1) 小児がん等により病院に1か月以上の入院が見込まれること。
- (2) 生徒が高校生入院時学習支援を希望し、かつ、その保護者が了解していること。
- (3) 生徒が個別又は集団による教科指導を受けることが可能な状態であると主治医が判断し、かつ、生徒が高校生入院時学習支援を受けることを主治医が了承していること。

(高校生入院時学習支援の内容)

第3条 高校生入院時学習支援は、埼玉県立小児医療センターへ在籍校の校長が非常勤講師等を派遣し、教科・科目を指導することにより行うものとする。

2 非常勤講師等の派遣により指導する教科は、国語、地理歴史・公民、数学、理科及び英語とする。

3 前2項の規定にかかわらず、高校生入院時学習支援は、非常勤講師等の派遣による直接指導のほか、多様なメディアを利用して、同時かつ双方向的に行われる在籍校の授業を受講することにより行うことができるものとする。

4 埼玉県立小児医療センター以外の医療機関における高校生入院時学習支援については、多様なメディアを利用して同時かつ双方向的に行われる在籍校の授業を受講することにより行うことができるものとする。

5 高校生入院時学習支援の指導時間数は、年度を通じて、1科目につき、1週当たり5時間（1時間は50分として計算する。）、44週を限度とする。なお、年度をまたいで指導を行うことはできない。

(高校生入院時学習支援の実施手順)

第4条 高校生入院時学習支援を受けようとするときは、次の手順で行う。

- (1) 学習支援内容の決定については、【別紙1】により行う。
- (2) 学習支援の実施については、【別紙2】により行う。
- (3) 状況報告及び学習支援終了時の手順については、【別紙3】により行う。

(学習成果等の取扱い)

- 第5条 在籍校の校長は、高校生入院時学習支援の指導日数を出席日数とすることができる。
- 2 在籍校の校長は、高校生入院時学習支援の学習成果を、単位の修得、各学年の課程の修了又は卒業の認定（以下「単位の修得等」とする。）の判定の材料とすることができる。
 - 3 在籍校の校長は、前2項の規定による取扱いを行う場合は、対象生徒の入院前から退院後までの状況を勘案して、総合的に単位の修得等の判断を行うものとする。
 - 4 在籍校の校長は、学習支援を受けた生徒の単位修得について、年度末に高校教育指導課長へ報告するものとする。

(非常勤講師等の措置)

- 第6条 埼玉県教育委員会は、埼玉県立小児医療センターにおける高校生入院時学習支援の実施に際し、在籍校に非常勤講師等を配置する。
- 2 埼玉県教育委員会は、第1項の非常勤講師等に対し、対象生徒の在籍校に合わせて複数の発令を行うことができる。

(学習支援コーディネーターの配置)

- 第7条 学習支援を円滑に進めるため、埼玉県教育委員会は埼玉県立けやき特別支援学校（以下「けやき特別支援学校」という）に学習支援コーディネーターを置く。
- 2 学習支援コーディネーターの役割は以下のとおりとする。
 - (1) 入院する対象生徒・保護者からの相談を受けること
 - (2) 病院との連絡調整
 - (3) 在籍校との連絡調整
 - (4) 非常勤講師等への研修支援
 - (5) 非常勤講師等の授業の調整
 - (6) その他、関係者との情報交換・連絡調整等

(連絡調整)

- 第8条 在籍校の校長は、非常勤講師等への指導助言・同時双方向型通信技術を用いた支援・研修及び病院との連絡調整等に当たり、学習支援コーディネーターと必要な相談を行う。

(けやき特別支援学校の役割)

- 第9条 けやき特別支援学校は、非常勤講師等の控室等の学習支援に必要な環境の整備等を行う。
- 2 埼玉県立小児医療センター以外の医療機関に入院している生徒に対する支援の援助を行う。

(その他)

- 第10条 この要綱については、教育局高校教育指導課が所掌する。非常勤講師等については、教育局県立学校人事課が担当する。学習支援コーディネーターの職務内容について

ては、教育局特別支援教育課が担当する。また、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、病院、けやき特別支援学校長、保健医療部疾病対策課長、高校教育指導課長、県立学校人事課長及び特別支援教育課長が協議の上、別に定める。

附則

この要綱は、平成30年7月12日から施行する。

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

この要綱は、令和2年8月6日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。